

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会蕨指定居宅介護支援事業運営規程

平成 21 年 2 月 16 日

規 程 第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人蕨市社会福祉協議会が開設する蕨指定居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）について、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準に基づき、事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、要介護者の立場に立って関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 蕨指定居宅介護支援センター

(2) 所在地 蕨市錦町 3 丁目 3 番 2 7 号（蕨市総合社会福祉センター 1 階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（所長） 1 名（介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び適切な業務が行われるよう運営を総括し、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 5 人以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(3) 事務職員 1 名（兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と

認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容、義務及び利用料)

第6条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 蕨市総合社会福祉センター内相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- (2) 課題分析票の種類 MDS-HC方式、基準解釈通知に基づいた課題分析手法
- (3) サービス担当者会議開催場所 蕨市総合社会福祉センター3階会議室
- (4) 居宅訪問の頻度 介護支援専門員は、要介護者等の解決すべき課題を把握するために、少なくとも月1回以上は利用者の居宅を訪問し、要介護者及びその家族と面接を行うものとする。
- (5) モニタリングの結果記録 月1回
- (6) 医療連携の強化
  - ・利用者よりケアマネの氏名を医療機関に提供することの依頼をする
  - ・必要に応じて、ケアプランを医療機関に提供、介護事業所からの情報伝達を行うこととする。
- (7) 公正中立なケアマネジメントの確保
  - ・計画作成にあたり利用者から複数の事業所等の紹介を求めること、事業所等の選定理由の説明を求めることが可能であること等を説明する
- (8) 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努める  
(通常の実業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、蕨市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者

及びその家族の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第10条 職員は、正当な理由がある場合を除くほか、その職務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、職員でなくなった後においても同様とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるほか、事業の運営に必要な事項は、理事会が定めるものとする。

附 則（平成21年2月16日規程第4号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日規程第10号）

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日 規程第 8 号）  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 規程第 7 号）  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 規程第 5 号）  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 31 日 規程第 11 号）  
この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項及び第 11 条から第 13 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 規程第 11 号）  
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。